

2026 年 8 月 6 日

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

夜間金庫規定の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2026 年 9 月 30 日（水）より夜間金庫規定を以下の通り改定いたしますのでお知らせいたします。
なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

夜間金庫規定書

改定前	改定後
第 4 条（使用料） （１） この金庫の使用料は、当行所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 2 月の当行所定の日に、本人が指定した預金口座から、<u>普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。 （２）～（３）省略	第 4 条（使用料） （１） この金庫の使用料は、当行所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 2 月の当行所定の日に、本人が指定した預金口座から、<u>通帳および払戻請求書</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。 （２）～（３）変更なし
第 5 条（手数料） （１） この金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫入金控帳（以下「入金控帳」という）1 冊ごとに当行所定の料金を入金控帳交付時に支払ってください。当行はこの手数料を本人が指定した預金口座から<u>普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手</u>によらず払戻しのうえ手数料に充当することができるものとします。 （２） 省略	第 5 条（手数料） （１） この金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫入金控帳（以下「入金控帳」という）1 冊ごとに当行所定の料金を入金控帳交付時に支払ってください。当行はこの手数料を本人が指定した預金口座から<u>通帳および払戻請求書</u>によらず払戻しのうえ手数料に充当することができるものとします。 （２） 変更なし
第 6 条（利用方法） （１） この金庫を利用するときは、現金のほか<u>預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）</u>を、入金票および通帳等とともに入金袋に入れ、その入金袋を施錠のうえ金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。	第 6 条（利用方法） （１） この金庫を利用するときは、現金を入金票および通帳等とともに入金袋に入れ、その入金袋を施錠のうえ金庫に投入してください。<u>（現金以外の預金に受け入れることのできる証券類は取扱いできません。）</u>なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2)～(3) 省略	(2)～(3) 変更なし
第7条（預金への受入処理） (1) この金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。	第7条（預金への受入処理） (1) この金庫に投入された入金袋内の現金は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。